

○八王子市国民健康保険税に関する申告取扱要綱（平成28年1月1日施行）

八王子市国民健康保険税に関する申告取扱要綱

平成28年1月1日
施行

（目的）

第1条 この要綱は、八王子市国民健康保険条例第32条及び第32条の2の規定に基づき、八王子市国民健康保険税（以下「保険税」という。）に関する申告取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（保険税に関する申告）

第2条 条例第32条の申告書は、次の事項を記載したものとする。

（1）世帯主の氏名、住所、個人番号、納税義務者番号

（2）当該世帯に属する被保険者の氏名、生年月日、当該年度の前年の給与・年金等の収入・所得金額

第3条 条例第32条の2の申告書は、次の事項を記載したものとする。

（1）世帯主の氏名、住所、個人番号、納税義務者番号

（2）特例対象被保険者等の氏名、離職年月日、個人番号、雇用保険受給資格者証の離職理由番号

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。